

改正

平成26年 3 月31日 告示第57号

平成26年10月14日 告示第185号

平成28年 9 月30日 告示第201号

令和 5 年 3 月30日 告示第71号

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の商業の振興を図るため、商店街団体が計画的に商店街施設を整備する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において商店街団体とは、主として中小商業者によって地域的に組織され、販売促進等商店街の活性化を図る団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街の事業協同組合
- (3) その他市長が適当と認める商業者団体

(商店街団体の責務)

第3条 申請者は、規則及びこの要綱に定めるところに従って適正に補助金の交付申請を行い、事業を誠実に実施しなければならない。

(補助事業等)

第4条 補助事業、補助要件等については、別表第1のとおりとする。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助事業としない。

- (1) 事業費の総額が300,000円未満のもの（ただし、補助対象施設がフラッグ又はフラッグ掲出用ポールのみのもものを除く。）
- (2) 事業の開始（着工）及び終了（完了）が同一年度内でないもの
- (3) 過去5年以内（補助対象施設がフラッグの場合は、補助金の交付を受けた同一年度内）にこの要綱の補助対象となった施設の代替であると認められる施設に対するもの（ただし、当該施設の代替が市の事情により必要となる場合を除く。）
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）その他関係法令に抵触するもの
- (5) この補助金の交付決定前に、契約し、及び着工した施設並びに整備が完了している施設に対するもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業を実施するために要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 土地の購入、造成及び賃借に係る経費
- (2) 建物、構築物等を取得する際の権利金その他これに類する経費
- (3) 施設の維持管理に要する経費

(4) 各種許認可の申請に要する経費

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者が、国、本市その他の公共団体又は公共的団体から補助事業の実施に係る他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた部分を補助対象とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、規則第4条に規定する書類に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて補助事業の完了した日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業完了写真

(2) 事業費の領収書の写し

(3) 精算設計図（実施設計と同じ場合は省略する。）

(4) 工事請負契約書の写し（補助金交付決定後に契約したものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置し、又は改修した施設について、補助金交付後5年以内（補助対象施設がフラッグの場合は、同一年度内）に、当該施設の使用を休止し、中止し、若しくは廃止し、又は施設の運営を他人に委託するときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(届出事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 商店街団体の事務所を移転したとき、又は商店街団体の名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 商店街団体が合併し、又は解散したとき。

(3) 補助の対象となった施設が使用できなくなったとき。

(4) 補助事業の実施に係る土地又は建物の所有権の移転又は賃貸借契約の解消があったとき。

(管理義務)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置し、又は改修した施設の適正な維持管理を行うものとともに、管理行為に起因する全ての責任を負わなければならない。

(補助事業に対する指導)

第11条 市長は、必要に応じ、当該補助事業について指導することができる。

(調査)

第12条 市長は、この補助金の交付後5年間は、補助対象施設について、その利用状況等について随時調査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第57号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月14日告示第185号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日告示第201号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第71号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の別表第1の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助事業	補助対象施設	補助要件	補助限度額、補助率等
商店街施設 設置・改修事業	街路灯	1 街路照明を主たる目的とした照明具であること（商店会名及び商店街の存在する通りの名称等を示す看板類を付設したものを含む。）。 2 改修の場合は、従前から使用している脚部を利用し、その他の部分を全て新設するものであること。 3 電球の交換の場合は、電球をLED電球に交換するものであること。	5,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3。ただし、街路灯1基当たりの補助限度額は次のとおりとする。 （1）新設の場合 1 灯式 175,000円 2 灯式以上 250,000円 （2）改修の場合 1 灯式 65,000円 2 灯式以上 130,000円 （3）電球の交換の場合 1 灯式 20,000円 2 灯式以上 30,000円
	フラッグ又はフラッグ掲出用ポール	1 街並みに調和したものであること。 2 地域の共感を得られ親しまれるものであること。 3 商店街の存在、区域等を来街者に周知させることを主たる目的として街路灯に設置するものであること。 4 他の商店街と類似しないデザインであること。	2,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3。ただし、フラッグ1枚当たりの補助限度額は5,000円とし、フラッグ掲出用ポール1本当たりの補助限度額は10,000円とする。

		5 広告収入等がないこと。	
	防犯カメラ	1 商店街区域等における犯罪発生を抑止及び来街者の体感治安の向上を目的として設置するものであること。 2 道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること。	5,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3
	アーチ	1 商店街の存在、区域等を来街者に周知させることを主たる目的として設置するものであること。 2 通路等をまたいで上部で接続されているものであること。 3 改修工事については、従前から使用している脚部を利用し、その他の部分を全て新設するものであること。	
	アーケード	1 通路上に設置するものについては、建築許可を受けた構造とすること。民地に設置するものについても、これに準じた構造とすること。 2 改修工事については、事業費が5,000,000円を超えるものであること。	
	シンボルタワー	1 街並みに調和したものであること。 2 地域の共感を得られ親しまれるものであること。 3 1商店街につき1施設とすること。	

		4 他の商店街と類似しないデザインであること。 5 高さが4メートルを超えるものであること。 6 高さが底辺の1.5倍以上であること。 7 街路灯及びアーチでないこと。	
	サイン施設	次に掲げる施設であること。 (1) 片アーチ類（商店街の存在、商店街の存在する通りの名称等を来街者に周知させることを主たる目的として設置する大型の案内施設で、街路灯、看板等でないもの） (2) 案内看板類（商店街の構成店やその内容等を来街者に周知させることを主たる目的として設置する小型の案内施設で、街路灯でないもの）	
	モニュメント	1 街並みに調和したものであること。 2 地域の共感を得られ親しまれるものであること。 3 1商店街につき1施設とすること。 4 他の商店街と類似しないデザインであること。	
	情報関連施設	商店街が販売促進、顧客管理、情報提供等のための情報化共同事業を実施する際に必要となる一連の情報処理システムで、次に掲げる	

		施設であること。ただし、会員の相当部分が当該システムを利用しており、かつ、会員店舗に設置される端末装置等は、商店街全体が所有し、維持管理を行うものに限る。 (1) システムを構成する電子計算機及び会員店舗等に設置される端末機器等の情報処理機器 (2) システムとして稼働させるために必要となるパッケージ型プログラムソフト。ただし、カード等の消耗品類、別途必要となるシステム設計、プログラム開発経費、機器の追加及びリース料については除く。	
	休息施設	ベンチ、水飲み場等の利便快適施設であること。	
	植栽施設	植樹帯、街路樹等の緑化施設であること。	
	駐車場施設	1 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する駐車場及び駐車場施設であること。 2 収容台数が5台以上であること。 3 借地の場合は、契約期間が1年以上であり、かつ、5年以上の存置が見込めること。 4 利用料金を設ける場合には、その額が施設の維持管理に要する経費を超	

		えることのないように十分配慮すること。	
	駐輪場施設	1 商店街が来街者に利便を供する目的で設置する自転車用及びオートバイ用の駐車場施設であること。 2 収容台数が20台以上であること。 3 借地の場合は、契約期間が1年以上であり、かつ、5年以上の存置が見込めること。 4 利用料金を設ける場合には、その額が施設の維持管理に要する経費を超えることのないように十分配慮すること。	
	その他市長が適当と認めるもの	商店街の活動状況、立地環境等から判断し、商店街の環境整備に必要な施設であると市長が特に認めたものであること。	
商店街施設 撤去事業	街路灯	老朽化等したものについて、危険防止及び商店街環境維持のために撤去するものであること。	500,000円を上限として補助対象経費の10分の5。ただし、街路灯1基当たりの補助限度額は、15,000円とする。
	アーチ		1,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3
	アーケード		2,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3
	その他市長が適当と認めるもの	危険防止及び商店街環境維持のために撤去する必要があると市長が特に認めたものであること。	

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

別表第2（第6条関係）

番号	添付書類	備考
1	全体計画書	事業の概要、必要性、事業実施により期待される効果等を記した

		もの
2	登記簿謄本の写し	法人格を有する商店街団体
3	事業予定者の定款又は規約	
4	会員名簿	
5	事業予定者が施設の整備を決議した総会の議事録の写し	
6	経費の内訳がわかる書類（見積書の写し等）	
7	実施計画図、カタログ、仕様書及び配置図	建物又は構築物の設計図としては、位置図、平面図、正面図等とする。
8	許可書の写し	道路占用許可書、建築確認通知書、建築許可書等
9	土地及び建物の権利関係を証する書類	
10	民地使用承諾書	施設を設置する場所が民地の場合は、当該施設の設置を5年間にわたり承諾する旨の承諾書
11	工事着手前の写真	情報関連施設は除く。
12	端末装置等設置店舗一覧	情報関連施設のみ
13	施設運営計画書	情報関連施設、駐車場施設又は駐輪場施設を設置する場合
14	その他市長が必要と認める書類	